法人が記載し、第20号様式の申告書に添付すること。また、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度（令和２年旧法人税法第15条の２第１項に規定する最初連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）においては令和２年旧法人税法第81条の９第２項の規定の適用がないことを証する書類も併せて添付すること。

２　「控除対象個別帰属調整額②」の欄は、「連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額①」の欄に記載した金額に、最初連結事業年度の終了の日（２以上の最初連結事業年度の終了の日がある場合には、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度の終了の日）における令和２年旧法第321条の８第６項各号に掲げる法人の区分に応じ、同項第１号に規定する普通法人（令和２年所得税法等改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「令和２年旧措置法」という。）第68条の100第１項の承認を受けている同項に規定する医療法人を除く。）との間に連結完全支配関係（令和２年旧法人税法第２条第12号の７の７に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。）がある連結子法人（令和２年旧法人税法第２条第12号の７に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。）にあっては100分の23.2（当該最初連結事業年度（２以上の最初連結事業年度がある場合には、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）が平成24年４月１日から平成27年３月31日までの間に開始したものである場合は100分の25.5とし、当該最初連結事業年度が平成27年４月１日から平成28年３月31日までの間に開始したものである場合は100分の23.9とし、当該最初連結事業年度が平成28年４月１日から平成30年３月31日までの間に開始したものである場合は100分の23.4とする。）を、令和２年旧法第321条の８第６項第１号に規定する普通法人（令和２年旧措置法第68条の100第１項の承認を受けている同項に規定する医療法人に限る。）又は令和２年旧法第321条の８第６項第２号に規定する協同組合等との間に連結完全支配関係がある連結子法人にあっては100分の20を乗じて計算した金額を記載すること。

３　「当期控除額⑤」の欄は、次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ㈠に掲げる金額が㈡に掲げる金額を超えない範囲内で記載すること。

⑴　第20号様式別表１を提出する法人

㈠　この明細書の「当期控除額⑤」の「計」、第20号様式別表２の「当期控除額⑤」の「計」、第20号様式別表２の２の「当期控除額⑤」の「計」、第20号様式別表２の３の「当期控除額⑤」の「計」、第20号様式別表２の４の「当期控除額⑤」の「計」及び第20号様式別表２の８の「当期控除額④」の「計」の各欄の金額の合計額

㈡　第20号様式別表１の「法人税法の規定によって計算した法人税額⑧」から「加算対象通算対象欠損調整額及び加算対象被配賦欠損調整額の加算額⑩」までの各欄の金額の合計額から「法人税法の規定によって計算した法人税額⑧」の欄の括弧内の金額を控除した金額

２　「控除対象個別帰属調整額②」の欄は、「連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額①」の欄に記載した金額に、最初連結事業年度の終了の日（２以上の最初連結事業年度の終了の日がある場合には、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度の終了の日）における法第321条の８第６項各号に掲げる法人の区分に応じ、同項第１号に規定する普通法人（租税特別措置法第68条の100第１項の承認を受けている同項に規定する医療法人を除く。）との間に連結完全支配関係（法人税法第２条第12号の７の７に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。）がある連結子法人（法人税法第２条第12号の７に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。）にあっては100分の23.2（当該最初連結事業年度（２以上の最初連結事業年度がある場合には、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）が平成24年４月１日前に開始したものである場合は100分の30とし、当該最初連結事業年度が平成24年４月１日から平成27年３月31日までの間に開始したものである場合は100分の25.5とし、当該最初連結事業年度が平成27年４月１日から平成28年３月31日までの間に開始したものである場合は100分の23.9とし、当該最初連結事業年度が平成28年４月１日から平成30年３月31日までの間に開始したものである場合は100分の23.4とする。）を、法第321条の８第６項第１号に規定する普通法人（租税特別措置法第68条の100第１項の承認を受けている同項に規定する医療法人に限る。）又は法第321条の８第６項第２号に規定する協同組合等との間に連結完全支配関係がある連結子法人にあっては100分の20（当該最初連結事業年度（２以上の最初連結事業年度がある場合には、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度）が平成24年４月１日前に開始したものである場合は、100分の23）を乗じて計算した金額を記載すること。

［新設］